

1 管理基金

別荘および別荘地の取得時に村会（別荘地所有者で構成されるオーナー会）が運営する村会事務局に管理基金10万円を積み立てていただきます。これは将来、基幹設備等の共用・共有部分に大規模な修繕が必要になった時のために積み立てられるものです。

その他に毎年1万円修繕積立金を村会修繕積立金制度管理委員会に積み立てていただきます。（管理事務所が代行事務を行っております）

2 村会費

村会の年会費として土地のみ所有の方は1,200円、建物と土地所有の方は3,600円を年末に村会事務局へ納めていただきます。（管理事務所が代行事務を行っております）

※修繕積立金、村会費は毎年11月に請求（同年4月～翌年3月分）になります。

3 委託管理費

別荘地所有者は管理会社「富士ドクタービレッジ管理㈱」と委託管理契約を締結していただきます。委託管理規約及び村会規約に基づき委託管理費によって別荘地の維持管理運営を行います。

委託管理費は管理会社が別荘地を平等かつ健全に維持管理していくための運営資金となります。

※11月末に請求で翌年1月～12月分になります。

富士ドクタービレッジ・富士ヶ嶺高原別荘地は基幹設備の違いで大きく二つの区域に分けられます。一つは集中浄化施設方式の区域（ぐみ・見晴・花鳥Bの郷区）と、もう一つは浄化槽による敷地内浸透排水方式の区域です。

また、集合建物にはリゾートマンションのサンナム3号棟があります。

委託管理費は上記の区域によって下表のように区別されます。

別荘地及び建物の委託管理費（年間1月1日～12月31日）

種類	郷 区	金額
別荘地 (土地のみ)	ぐみ・見晴・花鳥Bの郷区	62,700円
	その他の郷区	44,000円
建物 (1棟)	ぐみ・見晴・花鳥Bの郷区	141,900円
	その他の郷区	119,900円
サンナム	3号棟	145,200円
浄化槽	請求は年1回、2月とする	15,750円

土地、建物のお引渡し時に、その年の年末までの月割計算で前納していただき、それ以後は1年間（1月1日～12月31日）の前納となります。別荘地ご購入後、建物を建てた時は、竣工引渡し前までは土地のその年の月割計算による委託管理費で引渡し後はその年の年末までの建物の月割計算によります。

4 専用水道料金（富士ドクタービレッジ専用水道：山梨県指令環第7-43号）

富士山の湧水を地下270mから揚水している専用水道の基本維持費は管理費に含まれますが利用料金については受益者負担として年間の別荘ご利用日数により下表のように算出されます。

（年間1月1日～12月31日） 翌年2月請求

利用日数	0~1	2~5	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30	31~40	41~50	51~70	71~90
単位：円	0	2,750	5,500	8,250	11,000	13,750	16,500	19,250	22,000	24,750	27,500

年間90日以上、ご利用の別荘は量水計（メーター）も参考にして別に定めるものとします。

5 電気料金

東京電力の規定に基づき料金が算出され東京電力より直接請求されます。

6 通信

電話・FAX・携帯電話・インターネット等は各通信会社と個別に契約してください。また、多チャンネル衛星放送等も各放送会社と直接契約をしてください。

7 燃料

LPGガス・灯油等は供給業者と直接契約をしてください。

8 別荘建築協力負担金

別荘地内に建築を行おうとする時、村会土地利用審査会による申請書・設計図書等の審査の結果、建築許可を得た後、着工前に別荘建築協力負担金を「富士ドクタービレッジ管理㈱」へ納めていただきます。これは管理会社が富士ドクタービレッジ・富士ヶ嶺高原別荘地の開発計画に基づき環境整備を目的とし建築工事を行おうとする業者に協力をお願いするものです。

A 富士ドクタービレッジ・富士ヶ嶺高原別荘地内において建築を行おうとする業者は別荘建築協力負担金を「富士ドクタービレッジ管理㈱」へ納めてください。

B 別荘建築協力負担金の内容

- 1) 富士ドクタービレッジ村会規約に基づく監督指導
- 2) 開発計画に基づく諸官庁関係の指導案内
- 3) 工事現場の防災、防犯等の巡視点検
- 4) 工事中の道路使用協力指導等
- 5) 工事中の給排水施設の提供、協力等

C 別荘建築協力負担金の金額

イ) 上記Bの1) + 2) + 3) + 4) = 156,800円
 ロ) 富士ドクタービレッジ専用水道仮設水道料負担金 41,800円

合計 198,600円

D その他

- 1) 協力負担金の有効工期は100日以内とし、これを越える工期については別途協議の上、協力負担金額を決定します。
- 2) 土木業者、室内装飾業者が単独で工事を行う場合は別途協議の上、協力負担金額を決定します。

〒401-0338 山梨県南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺12-602
 富士ヶ嶺高原別荘地
 富士ドクタービレッジ管理株式会社・富士管理事務所
 TEL 0555-89-2221 FAX 0555-89-2046
 E: mail fdk@lcnet.jp